

■ 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)

(住所地特例対象施設に入所又は入居中の被保険者の特例)

第十三条 次に掲げる施設(以下「住所地特例対象施設」という。)に入所又は入居(以下「入所等」という。)をすることにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を定められたと認められる被保険者(第三号に掲げる施設に入所することにより当該施設の所在する場所に住所を定められたと認められる被保険者)にあっては、老人福祉法第十一条第一号の規定による入所措置がとられた者に限る。以下この項及び次項において「住所地特例対象被保険者」という。)であって、当該住所地特例対象施設に入所等をした際に他の市町村(当該住所地特例対象施設が所在する市町村以外の市町村をいう。)の区域内に住所を有していたと認められるものは、第九条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う介護保険の被保険者とする。ただし、二以上の住所地特例対象施設に継続して入所等をしている住所地特例対象被保険者であって、現に入所等をしている住所地特例対象施設(以下この項及び次項において「現入所施設」という。)に入所等をする直前に入所等をしてきた住所地特例対象施設(以下この項において「直前入所施設」という。)及び現入所施設のそれぞれに入所等をするにより直前入所施設及び現入所施設のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの(次項において「特定継続入所被保険者」という。)については、この限りでない。

31 一 介護保険施設

二 特定施設

三 老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホーム

2~3 (略)

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）（抄）

（薬局の管理）

第七条 薬局開設者が薬剤師（薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）第八条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下この項及び次項、第二十八条第二項、第三十一条の二第二項、第三十五条第一項並びに第四十五条において同じ。）であるときは、自らその薬局を実地に管理しなければならない。ただし、その薬局において薬事に関する実務に従事する他の薬剤師のうちから薬局の管理者を指定してその薬局を実地に管理させるときは、この限りでない。

- 2 薬局開設者が薬剤師でないときは、その薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師のうちから薬局の管理者を指定してその薬局を実地に管理させなければならない。
- 3 薬局の管理者（第一項の規定により薬局を実地に管理する薬局開設者を含む。次条第一項において同じ。）は、その薬局以外の場所で業として薬局の管理その他薬事に関する実務に従事する者であつてはならない。ただし、その薬局の所在地の都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

○昭和36年2月8日付け薬発第44号厚生省薬務局長通知「薬事法の施行について」（抄）

第三 薬局に関する事項

- 3 法第八条（※）の管理に関する規定は、開局中は常時直接管理の状態にあることを原則とし、いわゆる名義貸し等の事態を強く禁止する趣旨であること。そのため、たとえば管理薬剤師がその地位を離れた場合に本人からその旨を届け出させるよう指導することその他適当な措置を講ぜられたい。

法第八条（※）第三項の許可は、薬局の管理者が非常勤の学校薬剤師を兼ねる場合等であつて薬局の管理者としての義務を遂行するにあつて支障を生ずることがないと認められるときにのみ与えることができるものであること。

※ 現在の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七条

(問題意識)

処方箋受取率が70%を超えて医薬分業が進展する一方で、患者が医薬分業の利益を実感できていないとの指摘がある。平成27年に「患者のための薬局ビジョン」を策定し、かかりつけ薬剤師・薬局を推進しているが、地域包括ケアシステムの中でかかりつけ薬剤師・薬局が医療・介護の一翼を担い、地域の住民・患者が、品質の確保された医薬品を安全かつ有効に使用できるような取組の強化及び体制作りが一層求められているのではないか。

インターネットを利用した個人輸入の増加など医薬品等の流通をめぐる状況を踏まえ、国民の入手する医薬品の安全性確保のために取組を強化する必要があるのではないか。

(検討視点(例))

- ・ 地域包括ケアシステムにおける薬局の果たすべき役割を整理し、より国民・患者が利益を享受できるような医薬分業及びかかりつけ薬剤師・薬局の推進
- ・ 離島・過疎地等において医薬品等を安全かつ確実に提供する観点から、国家戦略特区の実証を踏まえた遠隔服薬指導などICT技術の活用を含めた方策の検討
- ・ 個人輸入に関する仕組みの法令上の位置づけの明確化等

国民健康保険の各種申請書におけるマイナンバーの記載について (現状)

○ 国民健康保険制度に係る事務は、番号法の別表第1に規定する事務であるため、マイナンバーを活用して、被保険者の情報を管理することとなっている。これにより、国保則に規定する以下の手続きにおいて、マイナンバーの記載を義務化し、被保険者からマイナンバーを取得している。

■ マイナンバーの記載を義務化している申請手続

- ・ 資格取得の届出に係る届書 (国保則第2条第1項関係)
- ・ 同一の都道府県内の他の市町村の区域内から住所を変更した者に関する届出 (国保則第4条第1項関係)
- ・ 住所地特例に関する届出に係る届書 (国保則第5条第1項、第5条の2第1項及び第5条の4第1項関係)
- ・ 特別の事情に関する届出に係る届書 (国保則第5条の8第1項、第28条第9項及び第32条の3関係)
- ・ 原爆一般疾病医療費の支給等に関する届出に係る届書 (国保則第5条の9第1項及び第2項関係)
- ・ 被保険者証の再交付の申請に係る申請書 (国保則第7条第1項関係)
- ・ 高齢受給者証の再交付の申請に係る申請書 (国保則第7条の4第4項関係)
- ・ 被保険者の氏名変更の届出に係る届書 (国保則第8条関係)
- ・ 被保険者の世帯変更の届出に係る届書 (国保則第9条関係)
- ・ 世帯主の住所変更の届出に係る届書 (国保則第10条関係)
- ・ 世帯主の変更の届出に係る届書 (国保則第10条の2第1項関係)
- ・ 基準収入額による判定に係る申請書 (国保則第24条の3関係)
- ・ 食事療養標準負担額認定申請書 (国保則第26条の3第1項関係)
- ・ 食事療養標準負担額の減額に関する特例の申請に係る申請書 (国保則第26条の5第2項関係)
- ・ 生活療養標準負担額認定申請書 (国保則第26条の6の4第1項関係)
- ・ 特別療養費支給申請書 (国保則第27条の5第1項関係)
- ・ 移送費支給申請書 (国保則第27条の11第1項関係)
- ・ 特定疾病給付対象療養に係る市町村又は組合の認定の申請に係る申請書 (国保則第27条の12の2第1項関係)
- ・ 特定疾病認定申請書 (国保則第27条の13第1項関係)
- ・ 限度額適用の認定に係る申請書 (国保則第27条の14の2第1項関係)
- ・ 限度額適用・標準負担額減の認定に係る申請書 (国保則第27条の14の4第1項関係)
- ・ 高額療養費支給申請書 (国保則第27条の16第1項及び第27条の17の2第1項関係)
- ・ 高額介護合算療養費支給申請書 (国保則第27条の26第1項及び第27条の27第1項関係)
- ・ 特別療養給付申請書 (国保則第28条第1項関係)
- ・ 同一の都道府県内の他の市町村の区域内に住所を変更した者に関する届出 (国保則第11条関係)
- ・ 資格喪失の届出に係る届書 (国保則第12条関係)